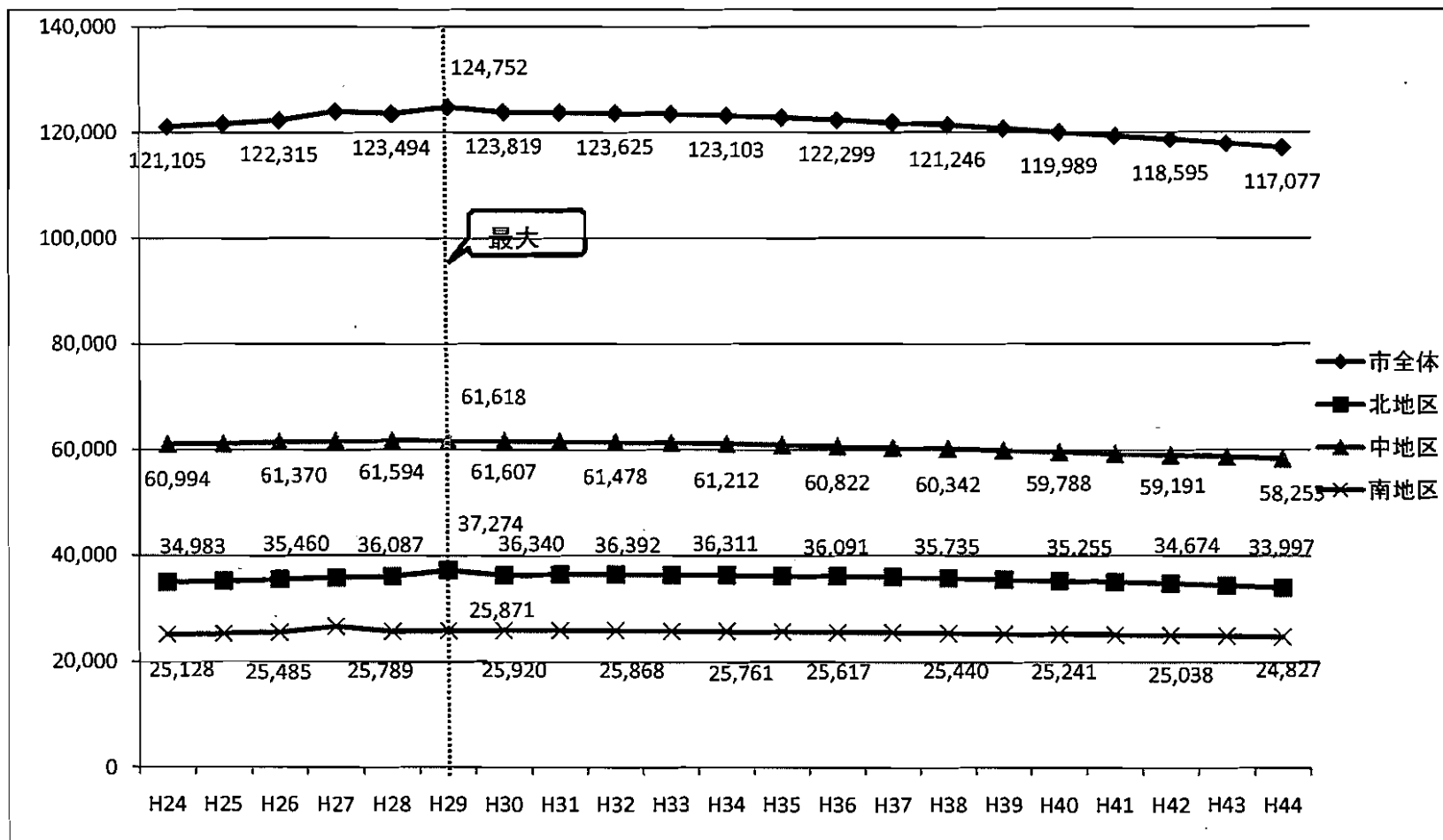


生駒市将来人口の推移



日本の地域別将来推計人口 (平成25年3月)
(人)

	H27	H32	H37	H42
生駒市	120,317	120,586	119,534	117,460

※参考 国立社会保障・人口問題研究所

資料NO. 2

平成24年度

中期財政計画

1 中期財政計画の目的

中期財政計画は、予算編成や実施計画を策定していく際の指針とするものです。

限られた財源の中、財政の健全化を確保しながら、持続可能な財政運営を行うため、今後5カ年の経常収支の見通しを明らかにするとともに、各年度における政策的経費への投資が可能な一般財源を試算しました。

計画は、国の施策等による変動が大きいことから、ローリング方式により毎年度策定しています。

2 基本事項(計画策定にあたっての基本的な考え方)

- 歳入について用途が特定されない一般財源、これを財源とする歳出の収支を試算しました。従って国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源、これを財源とする歳出はこの計画には含んでいません。また、基金繰入金についても考慮していません。
- 過去の財政推計と将来推計人口をもとにしました。
- 総務省発表資料等の将来伸び率を可能な限り反映しました。
- 地方交付税(普通交付税)の基準財政需要額の算定方法、地方財政計画等、地方財政に関する制度その他国の施策は、平成24年度の例をもとにし、平成25年度以降も、基本的には現行制度に変更がないものとしましたが、消費税率の改定等一部、制度改正を勘案して試算した箇所もあります。
- 財政構造の弾力性を高めるため、行政改革大綱等による行政改革の取り組みを見込みました。

《用語の解説》

- 一般財源・・・用途が特定されていない歳入で、市税、県税交付金、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債などがあります。一方、用途が特定されている歳入を特定財源といい、国庫支出金、県支出金、市債などがあります。
- 普通会計・・・地方公共団体の個々の会計範囲が異なっている中で、財政比較や統一的な掌握を行うため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。一般会計及び国の法令に基づかず市の条例に基づき設置している特別会計が普通会計です。本市の場合、概ね、一般会計、公共施設整備基金特別会計及び生駒駅前市街地再開発事業特別会計を合わせたものです。
- 経常収支比率・・・財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表しており、経常的な一般財源歳入に対する経常的な歳出の割合です。
- 実質公債費比率・・・公債費(借金の返済金)による財政負担の程度を表す財政指標で、標準財政規模に対する普通会計公債費及び公債費類似経費(普通会計以外の特別会計、企業会計、PFI、一部事務組合の公債費に対する普通会計負担分や、公債費に準じる債務負担行為)の割合です。18%以上で地方債の借入に国の許可が必要になり、25%以上で一部の地方債の発行が制限されます。
- 経常的な歳入・・・市税や普通交付税など毎年度経常的に収入が見込まれるものです。
- 経常的な歳出・・・人件費、公債費、扶助費など毎年度経常的に支出されるものです。
- 臨時的な歳入・・・都市計画税や特別交付税など毎年度継続して収入が見込まれるものの、統計分類上、臨時的な歳入とされるものです。

○ 臨時的な歳出・・・毎年度支出されるが、各年度の支出額に大きな差があるなど、統計分類上、臨時的な歳出とされるものです。

○ 投資的経費等充当一般財源・・・支出の効果が資本形成に向けられ、ストックとして将来に残るものに支出される経費、その他緊急又は特別の財政需要が生じた場合にそれらに充てることができる財源です。すなわち、主として道路、橋梁、街路、河川、下水道等の公共土木関係施設、消防設備、学校等文教施設、治山治水施設、農林施設、公民館等の新設、増設、改良事業等に要する事業費、災害復旧事業費に充当することが可能な財源です。

なお、この中にはこれらの事業を行うために必要となる人件費（事業費支弁人件費）や他団体、民間の資産形成のための出資金、補助金等が含まれます。

○ 折半ルール・・・総務省と財務省との間での取り決めに基づく地方財源不足額の補てんルールです。

3 計画期間及び会計単位

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5カ年で、普通会計を単位としています。

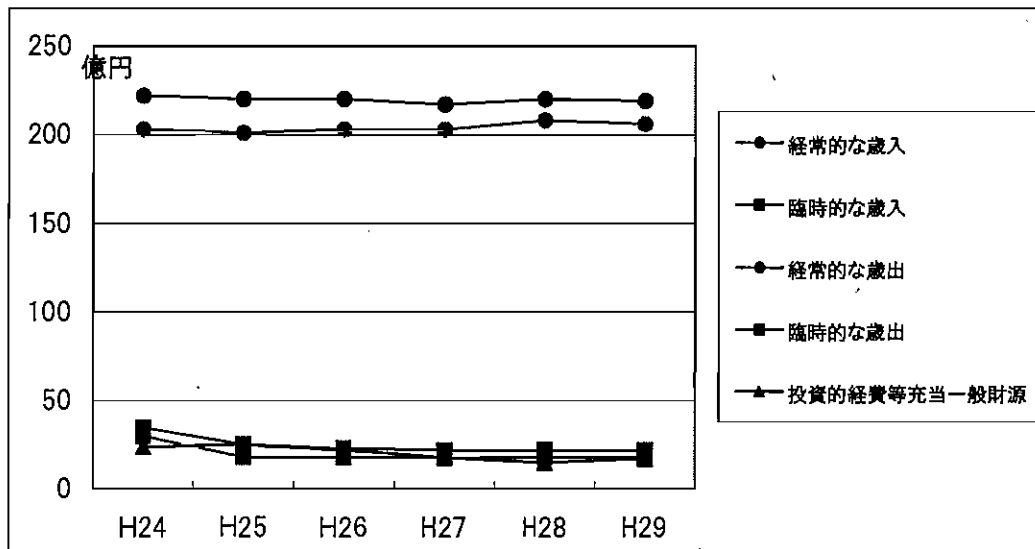
(参考として平成24年度の計画額(*9月時点)を掲載しています。)

4 一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み

(単位:百万円)

	H24(参考)	H25	H26	H27	H28	H29
経常的な歳入①	22,183	22,014	21,966	21,653	21,956	21,938
臨時的な歳入②	3,484	2,461	2,328	2,198	2,203	2,209
歳入計(①+②) A	25,667	24,475	24,294	23,851	24,159	24,147
経常的な歳出③	20,283	20,133	20,308	20,274	20,845	20,627
臨時的な歳出④	3,010	1,793	1,795	1,795	1,797	1,797
歳出計(③+④) B	23,293	21,926	22,103	22,069	22,642	22,424
投資的経費等充当一般財源 A-B	2,374	2,549	2,191	1,782	1,517	1,723

* H24は9月時点の計画額です。

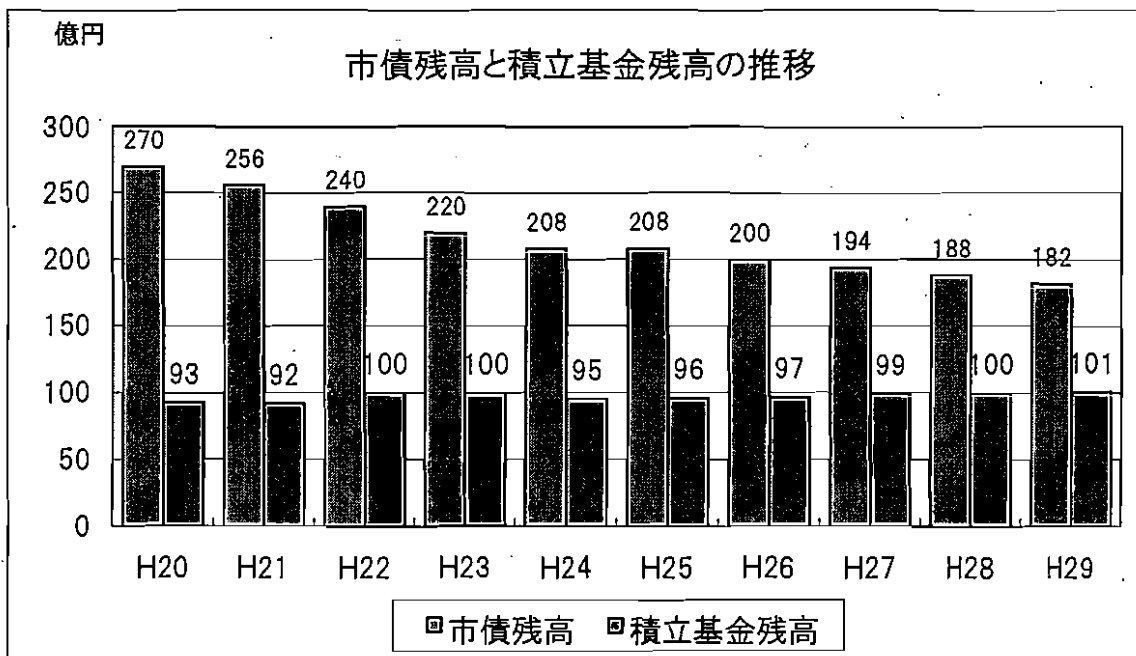
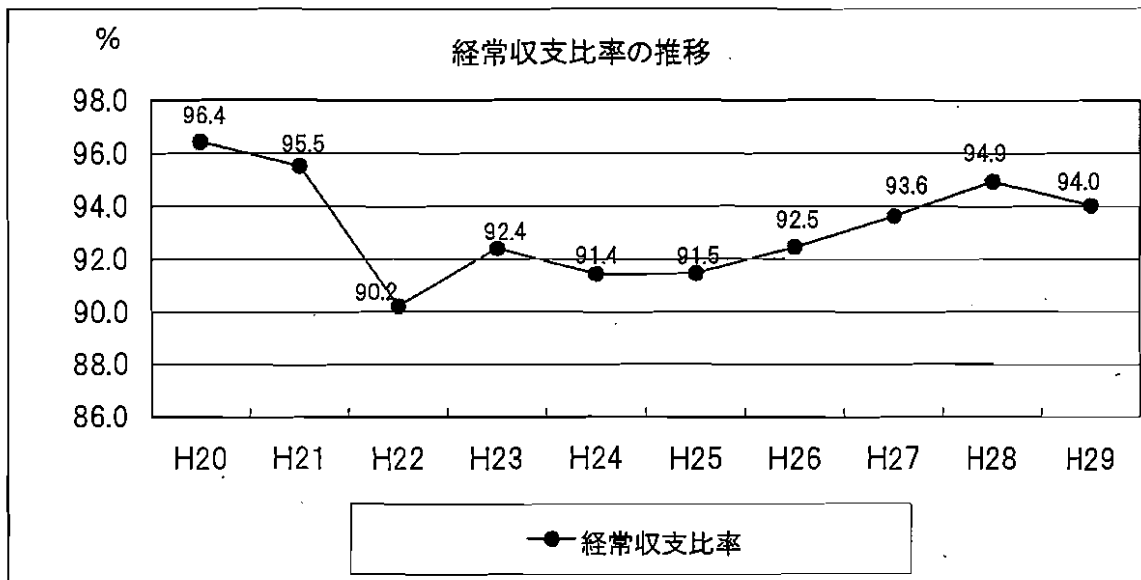


5 財政指標及び市債、積立基金残高の見込み

(単位：%、百万円)

	H24(参考)	H25	H26	H27	H28	H29
経常収支比率	91.4	91.5	92.5	93.6	94.9	94.0
実質公債費比率	5.1	5.0	4.6	4.4	4.6	5.2
市債残高	20,832	20,780	20,000	19,391	18,829	18,236
積立基金残高	9,469	9,602	9,734	9,864	9,993	10,120

* H24は9月時点の計画額です。



* 市債残高は普通会計ベースであり、下水道事業、病院事業等を含みません。

指定管理者制度に関する指針

【平成25年4月改定】

生 駒 市

この指針は、本市が設置する公の施設に係る指定管理者制度の導入及び運用に当たって想定される事務処理等についての考え方及び標準的な取扱いを示すものである。

第1 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO等を含む団体（民間事業者）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり（自治法第244条の2）、「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」を、その目的としている。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものであるが、従来は地方自治体が行っていた行政処分としての使用許可など施設に関する管理権限を指定管理者に委ねることとなったほか、管理主体についても制限が緩和され、民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く）が参入できるようになるなど、従来の「管理委託制度」からの変更が行われた。

本市では、平成18年4月から指定管理者制度による施設の管理を実施しており、近年は公募による管理者の選定を推進するなど、民間活力の有効活用による行財政改革の手段として、積極的な活用を進めている。

2 「公の施設」とは

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設」と定義され（自治法第244条第1項）、設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている（自治法第244条の2第1項）。

次のような要件を満たさない場合には、市が所有又は設置する施設であっても、「公の施設」とは位置付けられないこととなる。

- ①住民の利用に供する施設であること
- ②生駒市民が主たる利用者であること
- ③住民の福祉を直接的に増進することを目的とすること

従って、これらの要件を満たさない市庁舎、事務所、清掃センター、給食センター等は「公の施設」ではないとされている。

3 「公の施設」の必要性の検討

指定管理者制度の新たな適用や再度の指定に際しては、当該公の施設を設置する必要性や効果が明確であることが必要であり、公的サービスとして実施する意義も含め、以下のような視点に基づき、各施設所管部署が個別に検

証することが求められる。

- ① 社会経済情勢の変化など、当初の設置目的に照らして、サービス需要や効果が乖離していないか
- ② 同種の施設サービスが民間事業者等により十分に提供されているなど、行政が競合して実施していないか

4 指定管理者制度の適用の検討

地方自治法上、公の施設の管理運営は、「本市による直営（一部事務の民間事業者等への委託を含む）」又は「指定管理者制度」の選択を行う必要があるが、検討に当たっては、どちらの管理形態が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できるか、市民サービスの向上及び管理経費の節減が図られるか、を基本的な判断基準とするべきである。

本市に管理権限を留保する必要性が高い施設又は指定管理者制度を導入する必然性の低い施設は、概ね次のような施設が想定される。

- ① 個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設
- ② 同様又は類似するサービスを提供する民間事業者等が見込めず、事業参入の可能性が低い施設
- ③ 民間ノウハウを活用しても、住民サービスの向上や経費の削減、収入の増加が期待できない施設
- ④ 特定の施策を実施するために、市民団体、地域団体等との連携や育成などが優先される施設
- ⑤ 運営形態等の変更を実施中又は検討中の施設
- ⑥ その他当面政策の継続性が求められる施設等

なお、現に直営（業務委託を含む）による管理形態を採っている施設においても、管理のあり方等の検証を行い、指定管理者制度の積極的な導入を推進するものとする。

5 指定管理者の権限等

(1) 使用許可等の権限

指定管理者制度により、従来は行政処分として市が行っていた使用許可権限等の施設の管理権限を指定管理者に委任することとなる。

ただし、法令により市長のみが行うこととされている次の事項等の権限については、指定管理者に委ねることは認められていない。

- ① 使用料の強制徴収（自治法第231条の3）
- ② 使用料の減免
- ③ 使用料の還付
- ④ 不服申し立てに対する決定（自治法244条の4）
- ⑤ 行政財産の目的外使用許可（自治法238条の4）

(2) 業務委託との比較

指定管理者制度の趣旨を踏まえ、使用許可以外の業務であっても、業務委託方式によって、一つの団体に業務全体を包括的に委託することは適当ではなく、その場合には、指定管理者制度によらなければならない。

指定管理者制度と業務委託の比較は、以下のとおり。

項目	指定管理者	業務委託
根拠規定	地方自治法 §244-2Ⅲ	一（自治法の契約関連規定の適用あり）
管理（受託）主体	法人その他の団体 ※法人格は不問。個人不可	限定なし ※長・議員の兼業禁止あり
制度趣旨・性格	指定（行政処分）により公の施設の管理を代行させる	契約関係に基づく個別の事務・業務の執行の委託
議会の議決	必要	不要
対象範囲	原則として施設全体の包括的な管理	清掃、設備保守等の個別業務が対象（包括的な運営委託は想定外）
管理等の期間	・法的な制限なし ・原則 5 年（この方針）	・単年度が原則 ※施設、業務の性質により長期継続契約（原則 5 年以内）は可能
管理経費の支払	指定管理料（委託料）	委託料
施設の管理権限	指定管理者が有する ※管理の基準、業務の範囲は条例で定める	公の施設の設置者たる市が有する
一施設の使用許可	指定管理者が行う	受託者はできない
一基本的な利用条件の設定	条例で定めることを要し指定管理者はできない	受託者はできない
一使用料収入	市の収入 ※利用料金制の場合は指定管理者の収入	市の収入
一不服申立に対する決定・行政財産の目的外使用の許可	指定管理者はできない	受託者はできない
施設の瑕疵により利用者に損害を与えた場合	国家賠償法により市が賠償責任を負う	
管理業務により利用者に損害を与えた場合	一義的には市が賠償責任を負う ※指定管理者・受託者の責任は求償権により生じる	
監査	管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査できる	市の事務の執行として監査

生駒市社会体育施設の指定管理料等調 (H23年度)

体育施設名	内 訳				合 計	収入の部
	指定管理料	市 負 担				
		草刈委託料	グラウンド整備	改修費		
総合公園	31,500,000	2,489,332	1,416,694	6,384,000	41,790,026	11,202,880
滝寺公園	43,484,000	1,659,554	1,534,751	4,772,040	51,450,345	9,742,200
イモ山公園	13,790,000	829,777	1,298,636	0	15,918,413	3,555,050
北大和	18,844,000	2,385,609	3,777,850	4,508,700	29,516,159	4,357,600
むかいやま公園	16,395,000	1,763,277	1,180,578	3,634,050	22,972,905	5,605,290
小平尾南	9,576,000	518,611	708,346	0	10,802,957	2,722,700
山麓公園	16,728,000	0	0	0	16,728,000	5,726,760
井出山※	0	726,055	1,888,925	223,650	2,838,630	0
計	150,317,000	10,372,215	11,805,780	19,522,440	192,017,435	(105,963,539)
						42,912,480
						(146,425,589)

※井出山体育施設は利用料金制のため指定管理料はなし

※(一財)生駒市体育協会事務局費は除く

※山麓公園はスポーツ振興課所管分のみ

生駒市社会体育施設の指定管理料等調 (H24年度)

体育施設名	内 訳				合 計	収入の部
	指定管理料	市 負 担				
		草刈委託料	グラウンド整備	改修費		
総合公園	31,500,000	2,750,277	1,147,482	6,830,250	42,228,009	11,488,660
滝寺公園	43,484,000	1,833,520	1,243,106	4,865,100	51,425,726	9,088,500
イモ山公園	13,790,000	916,760	1,051,858	330,960	16,089,578	2,913,950
北大和	18,844,000	2,635,682	3,059,952	3,068,100	27,607,734	4,372,500
むかいやま公園	16,395,000	1,948,113	956,235	1,862,490	21,161,838	5,682,910
小平尾南	9,576,000	572,974	573,741	13,944,000	24,666,715	2,623,150
山麓公園	16,728,000	0	0	0	16,728,000	5,759,270
井出山※	0	802,164	1,529,976	1,211,550	3,543,690	0 (120,764,913)
計	150,317,000	11,459,490	9,562,350	32,112,450	203,451,290	41,928,940 (163,732,967)

※井出山体育施設は利用料金制のため指定管理料はなし

※(一財)生駒市体育協会事務局費は除く

※山麓公園はスポーツ振興課所管分のみ

○サンヨースポーツセンター収支関係(案)

※宿泊施設等は、指定管理者選定時の提案により判断する。

資料NO.5

1 利用予定収入

(千円)

スポーツ施設	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
競技場	0	196	204	212	221	229	229	229	229	229
体育館	0	3,420	3,587	3,762	3,945	4,138	4,138	4,138	4,138	4,138
野球場	0	427	444	464	483	504	504	504	504	504
テニスコート	0	916	960	1,006	1,055	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107
計	0	4,959	5,195	5,444	5,704	5,978	5,978	5,978	5,978	5,978
収入増加率	0	-	5%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%

2 利用予定支出(スポーツ施設)

(千円)

支出	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
競技場										
体育館	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
野球場	1,175,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
テニスコート										
イモ山公園※3	150,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
近隣学校※4	4,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小計	1,329,000	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600

※1 施設購入費、体育館の耐震関係費及び各施設の改修費 ※2 各施設の維持管理費、修繕費

※3 夜間照明整備費及び維持管理費

※4 投光器整備費及び維持管理費

3 差引収支予算(1-2)

(千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
収入	0	4,959	5,195	5,444	5,704	5,978	5,978	5,978	5,978	5,978
支出	1,329,000	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600
差引	△ 1,329,000	△ 48,641	△ 48,405	△ 48,156	△ 47,896	△ 47,622	△ 47,622	△ 47,622	△ 47,622	△ 47,622

4 北大和体育施設売却収入 1,338,000千円(但し、体育館及び体育館までの駐車場は残す。)

※ サンヨースポーツセンターの購入費、体育館の耐震関係費等として1,175,000千円、維持管理費、修繕費で50,000千円、イモ山公園グラウンドの夜間照明整備費として150,000千円、近隣学校における夜間の学校開放にかかる投光器整備費4000千円及びその維持管理費で3,600千円で計1,329,000千円の経費が必要となるが、北大和体育施設の売却収入等をもって充てることにより賄えると考えている。

5 北大和体育施設跡地の固定資産税収入
北大和体育施設の指定管理料等の減額

約20,000千円/年
△約28,000千円/年

○サンヨースポーツセンター推定予定利用者数(オープン後)

(人)

スポーツ施設	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
競技場	17,100	18,000	18,900	19,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900
		5%	5%	5%	5%					
体育館	22,800	24,000	25,200	26,500	27,900	27,900	29,300	27,900	29,300	27,900
		5%	5%	5%	5%					
野球場	12,500	13,200	13,900	14,600	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
		5%	5%	5%	5%					
テニスコート	9,100	9,600	10,100	10,700	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300
		5%	5%	5%	5%					
計	61,500	64,800	68,100	71,700	75,500	75,500	76,900	75,500	76,900	75,500

※各施設の利用者数について、競技場、野球場は北大和体育施設を、体育館は総合公園体育館を、テニスコートについてはイモ山テニスコートの利用者数の6割としています。

(人)

宿泊施設等	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
クラブハウス										
生駒荘										
研修棟										
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

算出不能

○サンヨースポーツセンターの使用状況及び使用料金（H24年度）

○サンヨースポーツセンターの使用状況

施設名	平日（月・木・金）	土・日・祝	年間利用者数
体育館	各施設とも利用はほとんどない	・各施設とも 90～100%の利用 ・使用者内訳 一般（95%）、社員（5%） ※一般は社員の紹介	約960人
競技場			約3,840人
野球場			約1,440人
テニスコート			約960人

※利用可能日は月、木、金、土、日（火・水は休み）

○サンヨースポーツセンターの使用料金（円）

	会員	一般	
	平日・土日	平日	土日
体育館（9時～18時）	無料	12,000	14,400
陸上競技場（9時～18時）		24,000	28,800
野球場（9時～18時）		12,000	14,400
テニスコート（2時間）		2,000	2,400

※別途、消費税が必要

※青少年、会員と一般と一緒に利用の場合は別途料金

○サンヨースポーツセンターの年間使用料（推定）

	使用料/日	使用日数	年間使用料
陸上競技場	28,800	100	2,880,000
体育館	14,400	100	1,440,000
野球場	14,400	100	1,440,000
テニスコート	12,000	100	1,200,000
計			6,960,000

※一般の利用者が利用した場合の使用料となります。

大阪府下の類似団体の指定管理料調(23年度)

資料No. 8

(単位:千円)

市名	指定管理料①	使用料②	収入(①+②)	支出	収入-支出	赤字の補填
池田市	60,979	19,809	80,788	60,979	19,809	指定管理者負担
富田林市	67,397	13,414	80,811	74,047	6,764	指定管理者負担
河内長野市※	57,706	41,199	98,905	99,665	-760	指定管理者負担
松原市						
箕面市	95,000	54,920	149,920	172,890	-22,970	指定管理者負担
羽曳野市※	122,835	42,000	164,835	162,000	2,835	指定管理者負担
生駒市	189,228	42,912	232,140	189,228	42,912	指定管理者負担

※印の都市は24年度の収支となっています。

※生駒市の使用料は市への収入となっています。

生駒市北部スポーツタウン構想（素案）

テーマ

「アスリートとふれあえる街

～誰もが集えるスポーツ施設を目指して～」

- 生駒市スポーツの現状と課題
- 北部地域を活用した生駒市スポーツ振興基本計画の推進に向けた取り組み
 1. 総合型地域スポーツクラブによる施設の管理運営と事業展開
 2. アスリートとふれあえる街
 3. 誰もが集えるスポーツ施設
 4. ランナーズ・サイクルステーションの設置
 5. スポーツ合宿システムの構築
- 収入等について
- まとめ

【生駒市スポーツの現状と課題】

本市では、運動・スポーツを行う頻度は20歳代、30歳代が他の年代に比べ低く、60歳代では高くなっている。

年代ごとにスポーツを行う頻度が異なっているため、個々人にあったスポーツライフを展開する必要がある。

また、本市の運動やスポーツを週1回以上している人の割合は約4割となっており、今以上に気軽にスポーツを楽しめる環境が必要である。

気軽にスポーツを行う環境をつくる一方で、スポーツを行う上で、「アスリートを目指したい」と思われている方が多く存在しているため、競技スポーツへの支援などを行う必要もある。

本市では、スポーツを個人で行っている人が多くなっているが、希望としては友人・知人と行いたい人が多い。

仲間と運動やスポーツを行うためにも、地域や学校、スポーツ団体や自治会が連携をとり、市民が交流できる場をつくり、地域の絆を深める必要があるため、子どもから高齢者まで様々な目的・ニーズに応えるために、総合型地域スポーツクラブによる施設の管理運営と事業展開が必要と考えられる。

また、本市の自然環境の豊かさを活用し、ウォーキングやランニング、サイクリングなど、地域特性を活かした自然体験型のスポーツを促進する。

スポーツ施設環境については、本市の地理的な特徴も影響し、市内に数多く点在しているが、大会が行える規模の体育館やグラウンド、野球場などが同一施設内に集中している総合的なスポーツ施設がない状況である。

なお、生駒市北部地域は、児童や生徒数が減少し学校部活動なども縮小せざるを得ない状況となっている。

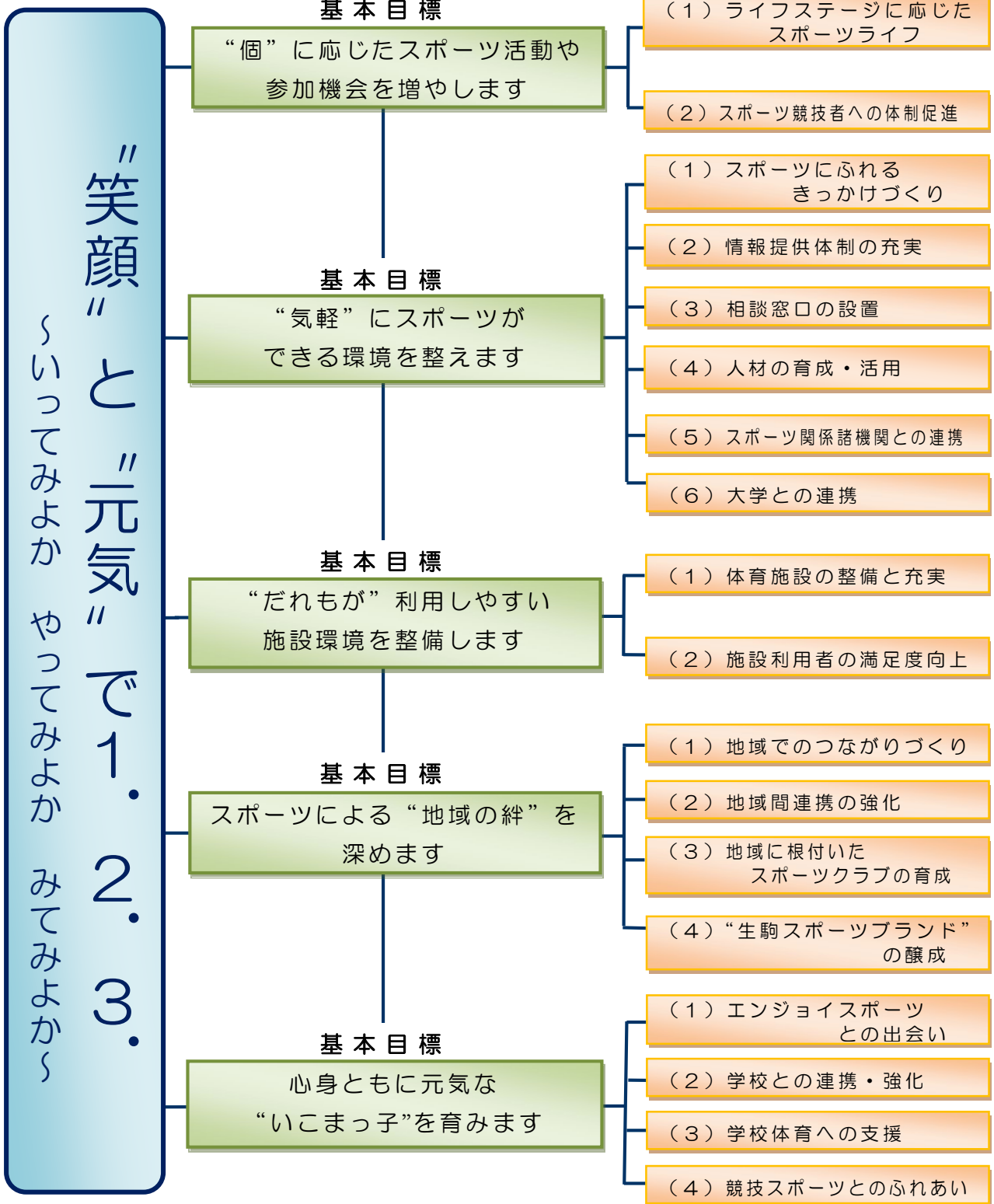
以上の現状や課題をもとに、自然環境の豊かさもあり様々な事業展開ができる生駒市北部地域（高山地区）を活用し、「生駒市スポーツ振興基本計画」を推進するとともに、北部から生駒市を元気にするための5つの取り組みを策定した。

【生駒市スポーツ振興基本計画の体系】

《基本理念》

《基本目標》

《施策》

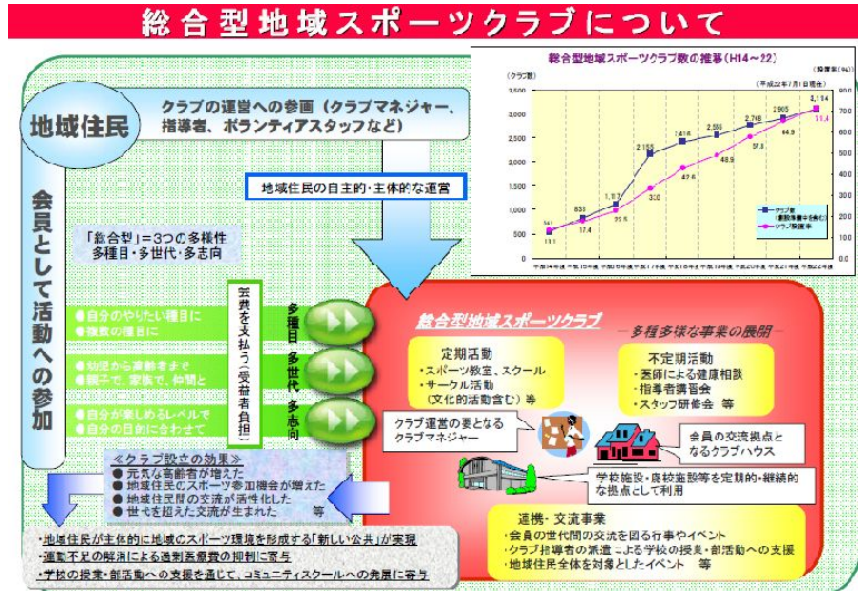


1. 総合型地域スポーツクラブによる施設の管理運営と事業展開

[計画の体系 1-(1)、2-(1)、4-(3)、5-(1)・(2)・(3)]

総合型地域スポーツクラブは、新しい公共としてまちづくりを実践していく存在で、スポーツ活動を行うだけでなく、文化活動なども行い、クラブ会員がコミュニケーションの場として利用するクラブハウスを保有していることが理想とされている。

そのため、スポーツ施設に加え、研修室やクラブハウスなどが同一施設内に集中して設置されている総合的な施設であれば、総合型地域スポーツクラブの活動拠点としては最適な施設であり、スポーツと文化を融合させた多機能な事業が展開できる。



なお、北部地域にある北小・中学校区は、児童・生徒数の減少により、学校部活の選択肢がない状態であるため、学校体育の枠にとらわれない総合型地域スポーツクラブが、その地域のスポーツを支えることで、子どもたちにとって競技種目の選択肢が増え、今以上にスポーツ活動が盛んになることが期待できる。

現在、北部地域では高山スーパーズクールゾーン構想があり、総合型地域スポーツクラブとの事業連携や、統合後の生駒北中学校跡体育施設（体育館）の活用などでも連携が考えられる。

また、北部地域には、くろんど池があり、野外活動や自然観察などと絡めた事業も行えることから、北部地域の活性化が図られる。

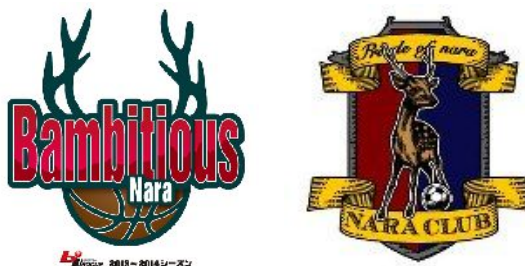


2. アスリートとふれあえる街

[計画の体系 1-(2)、5-(4)]

現在、バンビシャス奈良（日本初のプロバスケットボールリーグに今年度より参入するチーム）や、奈良クラブ（奈良県からJリーグ入りを目指しているクラブ）の様な、県をあげて支援・応援しているチームに練習場所の提供を行うことで、施設の有効活用や市民が身近にトップアスリートと接する機会ができる。

なお、市内にはバスケットボールにしても、サッカーにしても、公式戦を行えるような施設はないが、この様なチームの練習会場の確保に協力することで、選手たちに生駒市への愛着を持ってもらい、他の市町村との差別化を図ることができる。



また、BJリーグにしても、Jリーグにしても地域密着でのクラブ運営を目指しているため、練習会場の提供をすることで、何らかの形で市民へ還元されることが大いに期待でき、特に子どもたちを対象としたスポーツ教室の開催、また近隣小・中学校での体育授業時間を利用したスポーツ指導など、たくさんの可能性が考えられ、生駒市北部から生駒市全域へと、市のスポーツを盛り上げる一つのきっかけとなる要素が多くあげられる。

3. 誰もが集えるスポーツ施設

[計画の体系 1-(1)、2-(1)、3-(1)、5-(1)]

現在、生駒市の公共スポーツ施設は、各競技の練習や大会への参加など、目的を持って使用する人のみが訪れる施設となっている。

施設内のロビーなどにセルフ式のカフェや軽食コーナーを設けることで、上記にあるプロ選手の練習風景を見に来た人にも喜ばれ、セルフカフェを訪れた人たちが、練習後のアスリートとふれあう機会があるなど、今までのスポーツ施設では得ることができない付加価値を付けることで、ふらっと気軽に立ち寄ることができる新しい形のスポーツ施設として、今までの施設との差別化を図ることで、誰もが集えるスポーツ施設となる。

また現在は、各競技のマスターズ大会など、年代に応じていつまでも競技スポーツを行うソフト面の環境が整いつつあるため、生涯スポーツ社会の実現に向け、年代や性別に関係なく活動できる施設や事業が必要とされている。

4. ランナーズ・サイクルステーションの設置

[計画の体系 2-(1)]

昨今のマラソンブームやサイクリングブームもあり、ランナーズステーション・サイクルステーションなどの需要は年々高まっている。

生駒市北部地域(特に高山地区)は交通量が少なく、のどかな風景を見ながらのランニングやサイクリングには最高の環境である。

そのため、ストレッチルーム、更衣室やシャワールームなどを兼ね備えたランナーズ・サイクルステーションを設置することで、市内利用者はもちろんのこと、市外・県外からの利用者も期待できる。

また、ステーションにレンタサイクルを配置することで、全国的にも有名な茶筌の里や市内の名跡めぐりなどと絡めた事業を展開することで、観光面での一翼も担う。



5. スポーツ合宿システムの構築

[計画の体系 3-(1)・(2)]

生駒市北部地域を取り巻く自然環境の良さや避暑地である土地柄を最大限に利用し、高校や大学のクラブ活動のスポーツ合宿の場として提供する。

生駒市北部には、くろんど池があり、周辺に「くろんど荘」(宿泊が可能な施設)があるため、現行施設の有効活用を検討する。

また、合宿シーズンや気候の良い時期以外の利用率を上げる対策として、本市の学業や音楽活動が盛んな特性を活かし、学習塾の合宿の場としての提供や、吹奏楽やマーチングバンドの練習の場としての活用も検討する。

ただし、この企画を成功させるには、地道な営業活動、様々な媒体を利用したPR活動を行うことが必須条件である。



【収入等について】

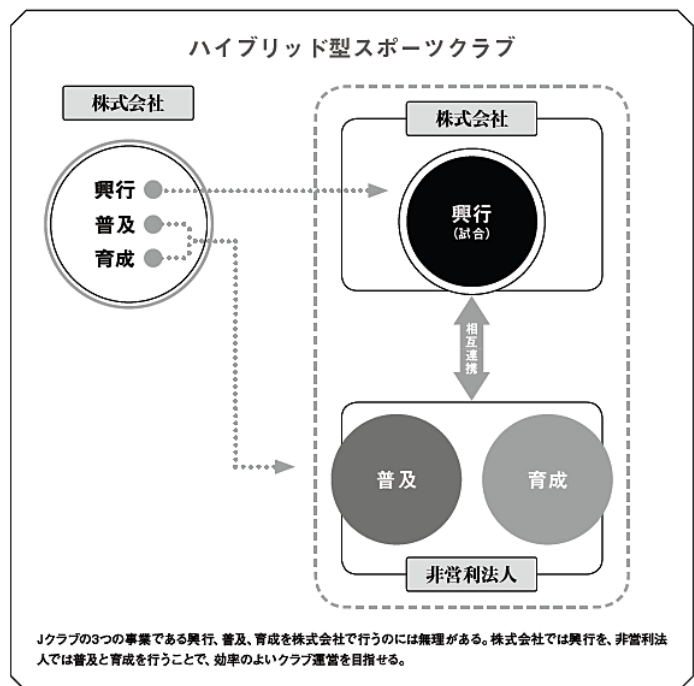
生駒市北部スポーツタウンを健全に運営するための収入については、通常の使用料収入に加え、上記2.のクラブが使用する際の使用料収入、スポーツ合宿などによる収入、また施設の管理運営費の一部に充てるためのネーミングライツなどの導入を検討する。

なお、利用者数を増やし収入を上げるため、アマチュアスポーツ以外の利用を他の使用と同じように認めることや、合宿利用者優先予約、連日利用者については使用施設の割引制度を導入、送迎サービスなど、今までの体育施設使用のルールにとらわれない、サービス業に徹した柔軟な対応がとれる管理運営が必要とされる。

また、上記の1.と2.の連携がもっと発展すれば、総合型地域スポーツクラブ（非営利法人）とプロチーム（株式会社）の2つをバランスよく活用する、現在スポーツの分野で注目されている“ハイブリッド型スポーツクラブ”での運営を目指すことも可能となる。

【事例クラブ】

- ・湘南ベルマーレ
- ・セレッソ大阪
- ・東京ヴェルディ など



【まとめ】

以上に述べた5つの取り組みを実践するために、今回売却を検討されている「サンヨースポーツセンター」を活用することで、生駒市スポーツ振興基本計画を推進するための「生駒市北部スポーツタウン構想」を実現できると考えます。

サンヨースポーツセンターは、同敷地内に、体育館・グラウンド・野球場・テニスコート・クラブハウス・研修棟など豊富な施設があります。

現在は、パナソニック社員、または、同社員の紹介等がなくては利用できない施設となっており、平日はあまり利用されていない状態です。

この施設は、市の中心部から少し離れており、公共交通機関も近くを通過しておらず、立地条件としては良くないですが、市内では唯一豊富な施設が集中している魅力ある施設といえます。

また、センター周辺の自然環境も良く、今まで他の公共スポーツ施設にはない、特化した管理運営方法（サンヨースポーツセンター独自の条例を制定することなども検討）を行うことにより、施設の特徴を最大限に発揮し、市民のみならず、市外・県外の方々（もちろん現在の利用者を逃がさないことも重要）にも喜ばれ利用される施設となる大きな可能性を秘めています。

なお、この構想の実現にあたっては、サンヨースポーツセンターの購入費、改修費及び維持管理費に膨大な費用が必要となる。

また、既存スポーツ施設の機能の整理や拡充等の見直しを行う必要があります。

北部地域スポーツ施設の見直し、費用の問題、また交通アクセスの悪さを解消できる対策を考え、このセンターまで来てもらえれば楽しいことがたくさんある街、そしてみんなを元気にできる街

それが **「生駒市北部スポーツタウン」** です。